# 特定分野専門家の公募 (規格・認証、一般医療機器および福祉器具関連手続き、PL 法、 輸出マーケティング、電子商取引分野) <第2回目公募>

2015年8月20日

独立行政法人 日本貿易振興機構 副 理 事 長 宮 本 聡

日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)では、海外市場の開拓を目指す日本の中堅・中小・小規模事業者に対してサービスを行うため、「特定分野専門家(規格・認証、一般医療機器および福祉器具関連手続き、PL 法、輸出マーケティング、電子商取引分野)」を募集します。ご関心のある方は下記公募内容および別紙仕様書をご確認の上、ご応募願います。

#### 1. 応募資格

- ③~⑩については個人にあっては本人の、法人にあっては業務従事者の応募資格とし、⑪~ ⑬については、個人にあっては本人の、法人にあっては法人および業務従事者の応募資格と する。
- ① 日本在住である個人又は日本法人(登記法人)。
- ②個人で、かつ、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ③ 機械・部品、環境・エネルギーあるいは生活関連分野関連製品を取り扱う中堅・中小・小規模事業者に対する、海外ビジネスの支援実績を有すること。
- ④ 以下の分野のうち、応募を希望する分野で 7 年以上の職務経験及び豊富な知識を有していること。

分野名	対象範囲
規格·認証	CE、RoHS、REACH、UL、NSF 等
一般医療機器および	一般医療機器および福祉器具の各国における
福祉器具関連手続き	規格・認証等
PL法	各国の製造物責任法等
輸出マーケティング	PR 資料校正、英文ウェブマーケティング等
電子商取引	電子決済サービス等

- ⑤ 本事業遂行に高い意欲を有し、自身の能力発揮に意欲的であること。
- ⑥ 中小企業経営者などへの適切な助言、円滑なコミュニケーションができること、日本語が堪能であること。また、業務を遂行するために必要な外国語力(英語など)を有していることが望ましい。
- ⑦ 本事業に対して充分な業務時間を確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応できる こと。
- ⑧ 業務を遂行するために必要な PC 操作(Word、Excel、E-mail 等)が可能であること。
- ⑤ 国内各地への出張が可能であること。なお、移動時間は経費に含まれない。
- ⑩ 本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ① ジェトロ事業での契約実績がある場合、また、企業などに対する指導業務への従事実績がある場合、当該契約・従事期間中に指導内容、指導姿勢、その業務内容等に重大な問題を起こしていないこと。また、事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こしていないこと。
- ① 公示の日から応募書類などの受領期限までの間、契約に関して日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 日本貿易振興機構が求める経理及びその他の事務についての説明・報告が出来るなど、

日本貿易振興機構が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。

## 2. 業務委託内容、委託費および経費の支払い

別紙「仕様書」を参照

## 3. 募集人数

8 名程度

### 4. 公募スケジュール

(1)公募期間

2015年8月20日(木)~9月4日(金)

(2)申請書提出締切

2015年9月4日(金) 17:00

## 5. 応募方法

- (1)提出書類
  - ① 申請書(別紙「個人用/法人用応募申込書式」参照)
  - ② 会社概要(法人契約の場合のみ)
  - 4. (2)の締切日までに、必要書類を下記のアドレスに電子メールまたは郵送で提出(郵送の場合は必着)のこと。
  - ※ FAXでの提出は受け付けておりません。
  - ※ 提出書類は返却いたしません。
  - ※ 郵送の場合は封筒に「特定分野専門家 応募書類在中」と記載して下さい。

#### (2)提出先

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階 ジェトロ ものづくり産業部 ものづくり産業課(特定分野専門家担当)

E-mail: TNA-soudan@jetro.go.jp

#### 6. 選考手続き

- (1)第一次選考:書類審査
- (2) 第二次選考: 面談(2015年9月7日(月)~11日(金)を予定。)

選考結果については採否のみを応募者に通知します。また、採択者名についてはウェブサイト上で公表します(個人名を除く)。

なお、採否理由はいかなる場合であってもお答えできません。

※面談は原則、ジェトロ本部(東京)にて行う予定です。

※面談を受けていただくにあたっては、交通費等は支給いたしません。

#### 7. 契約形態

- ・ジェトロと採択者(個人、又は個人が所属する法人)との間で業務委託契約書を締結。
- ・本事業の業務委託期間は、契約締結日から 2016 年 3 月 31 日(木)。ただし、業務の実施は 2016 年 3 月 18 日(金)までとします。
- ※ 専門家の活動内容は、「支援業務報告書」等に基づき評価を行う。評価内容の結果等によっては、期間内の契約解除もあり得る。
- ※ 各種様式については変更の可能性がある。
- ·留意事項

受託者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ①「課税事業者届出書」(写)または「課税事業者選択届出書」(写)
- ② 納税証明書(その1:納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明/税目:消費税及び地方消費税、年度及び区分:直近1年度分)、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書(写)等課税事業者であることを証明する書類

受託者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を見積り金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようにお願いします。

・また、採択後は速やかに、平成 25・26・27 年度競争参加資格の申請 (http://www.jetro.go.jp/procurement/registration/)を行うことが条件となります。

#### 8. 特記事項

他のジェトロアドバイザー、専門家等との兼任はできません。

#### 9. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、特定分野専門家選定手続きのために利用します。

#### 10. お問い合わせ先

ジェトロ ものづくり産業部 ものづくり産業課(特定分野専門家担当)

E-mail: TNA-soudan@jetro.go.jp

- ※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。
- ※ 受付期間は 2015 年 9 月 3 日(木) 17:00 までとします。

以上

< 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人 と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の 状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで 公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の 上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承 ください。

## (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること (当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)
- ※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

#### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高

- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか に該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)